

2013年度（平成25年度）事業計画書

景気低迷が長引く中、特に就労困難者にとっては、雇用不安は深刻なものがあります。

当協会は、大阪府知事の認定を受け、2011年（平成23年）4月1日付けをもちまして、公益財団法人に移行しました。

こうした状況の中、2013年度（平成25年度）におきましても、市民の就労促進をとおして、市民相互のコミュニケーションの場づくりを推進し、同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決と地域振興に資するため、堺市から受託しております地域就労支援センター業務を含め、就労相談をはじめとする就労支援活動に力を注ぐなど、公益財団法人として、広く市民の就労支援を図ってまいります。また、2012年度（平成24年度）に許可を受けた無料職業紹介事業を活用し、就労困難者への支援のため各種業務の効果的、効率的な執行に全力を挙げて取り組んでまいります。

1. 堺市地域就労支援センター事業

本事業は、その成果が直接企業就労に結びつくことから、協会の事業の中でも特に重要な業務となっております。

協会事務所や区役所において就労相談窓口を開設しており、2013年度（平成25年度）からは、新たに中区及び東区の区役所においても開設を予定しています。この相談窓口では、相談者を具体的な就労へ結びつけるため、相談者の現在の状況、希望職種や職歴などを聴取し、就労相談カルテを作成し、継続的な相談に役立てており、同時に相談者閲覧用の求人ファイルの設置・インターネットを利用した求人情報の提供を行っています。堺公共職業安定所（ハローワーク堺）、堺市人権教育課（進路相談担当）とは定期的にケース会議を持ち、また堺市雇用推進課の主催する地域就労支援事業庁内連絡会や堺市雇用労働推進会議に参画し、情報交換・情報共有に努めてまいります。

従来、中高年齢者を中心とした就労支援を行っていましたが、今後は若年者も含めた幅広い年齢層の方を対象に、就労支援を実施してまいります。また、直ちに民間企業等での就職が困難な方については、当協会が受託している清掃業務・警備業務等の現場を訓練の場としての位置付けを明確にし、最長3年間有期雇用し、訓練終了後に民間企業への就労を目指してまいります。

また、相談・指導援助業務のほか、パソコンの操作や面接の受け方など就労に必要な知識が習得できるよう、働く意欲がありながらも就職の機会に恵まれない方、母子家庭の母親、生活保護を受給している方などを対象に、テキスト代のみで「就労支援パソコン基礎講座」「フォークリフト運転技能講座」等を開催し、就労に向けた技能向上の機会を提供します。なお、これら職業能力開発講座については、広報、受講者の募集・決定は当協会で行い、実施し、専門知識を持つ資格教育会社に委託します。

○無料職業紹介事業

就労相談においては、求職者に対し情報の提供だけでなく、できる限り求職者のニーズにあった職種の企業へ当協会から積極的にアプローチを行っていき無料職業紹介事

業の充実を図ってまいります。さらに、企業登録や求人申込の促進を図っていく中で、より効果的なマッチング機会の拡大を図れるように登録企業等による合同説明会を開催してまいります。

2. 各種受託事業（「教育・研修の場」・「働く場」の確保）

就労相談者の中でも、就労意欲がありながらも、体力的な面等から民間企業に勤めることに不安を持っている方に対しては「教育・研修の場」として、また企業の受け入れ態勢が十分でない高齢者に対しては「働く場」として、堺市等から清掃、警備を中心とした業務を受託し、教育・研修材料として取り組んでまいります。

特に、「教育・研修の場」・「働く場」では、民間企業への就労をスムーズにするため、職業人としての自覚、組織の構成員としての義務と責任を認識させるなどの人材養成を基軸とした各種の教育研修を実施いたします。

また、直接現場において従業者の指導を担当する指導者に対しては、徹底した指導者研修を行い、指導力の向上、作業の効率化、安全管理、事業運営方針の徹底に努め、企業が求める人材作りに努めてまいります。

さらに、生活保護受給者の就労訓練のため、「みなと堺グリーン広場」において、自立支援事業を実施してまいります。

3. 堺市立共同浴場管理運営事業

堺市立共同浴場は、同和対策事業の生活環境改善計画の一環として、地域住民の保健衛生の向上と健康の増進を図り、また、話し合いの場、憩いの場として利用することを通じて、同和問題をはじめ人権問題の解決に資することを目的に設置され、2001年（平成13年）4月から管理運営を受託しております。

なお、2006年度（平成18年度）からは、堺市より指定管理者として指定され、新たに2012年度（平成24年度）からも指定を受け、引続き管理運営を行ってきました。

同施設の運営管理にあつては、就労困難者の「働く場」「訓練の場」として活用してまいります。

4. 堺市立協和町地区駐車場管理運営事業

堺市立協和町地区駐車場は、協和町地区における自動車利用者の利便と駐車秩序の向上を図るため設置され、設置当初の1991年度（平成3年度）から当協会が管理運営業務を受託し、2005年度（平成17年度）から5年間指定管理者として指定を受け管理運営を行ってきました。さらに、2010年度（平成22年度）から新たに5年間の指定を受けました。

地域内施設の利用者及び団地訪問者の車両駐車の用に供するため、駐車場管理運営を行うことにより、地域内の迷惑駐車の防止に寄与しているところです。さらに適正な人員配置等によりコストの削減を図るなど効率的な管理運営を行ってまいります。

5. 堺市立舳松職能訓練センター管理運営事業

堺市立舳松職能訓練センターは、企業の受け入れ、あるいは就労が困難な障がい者等に対し、生活習慣を含む一定の訓練と技能養成を行うことによって民間企業への就労をめざすことを目的に設置され、1988年（昭和63年）から堺市から管理運営を委託されております。

当初は、自力通所が可能で、働く意欲のある地元の障がい者8名でスタートし、1997年（平成9年）には周辺6校区からも訓練生の受け入れをはじめ、現行では堺市在住の自力による通所可能な障がい者の受け入れをしております。

訓練生に対しては、職場適応訓練（勤務時間の遵守、工作中的の服装等の服務規律）、日常生活指導（挨拶の励行）及び技能訓練を通じ、作業効率の向上と能力開発に取り組み、通所障がい者を支援してまいります。

同訓練センターの運営管理及び訓練生の処遇等の円滑化を図るため、毎月1回、堺市関係部課と調整会議を開催します。

6. 堺ジョブチャレンジ推進事業

本事業は、堺市から委託を受けた人材派遣会社と協会の3名の就労支援コーディネーターが、連携し、一般ジョブチャレンジ、障がい者ジョブチャレンジの相談者を適性や希望に応じた民間企業に4か月間程度派遣し、働きながら職場での技能実習や職場外での専門研修を実施し、派遣就労期間終了後、直接雇用を目指します。

また、派遣に至らなかった相談者に対しても、面接の受け方や履歴書の書き方などの就労支援を行います。

7. 地域振興事業

本事業は、地元が生んだ将棋界の偉人、阪田三吉名人を顕彰し、その文化的遺産を継承するほか、地域住民の連帯感を培う場として、また、市民相互、世代間の交流の場として地域振興に大きく貢献するものであり、第27回文化継承将棋大会を開催します。